

町外の医療機関で治療が必要な方へ 

通院費の一部を助成しています！

西ノ島町では、離島特有の負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、町外の医療機関で治療が必要な方へ通院費の一部を助成します。



対象者

西ノ島町に住所があり、**町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた方**で、下記のいずれかに該当する方です。

- ① 中学生以下の子ども
- ② 必要な付き添い者（1名限り）

手続方法

役場健康福祉課へ以下のものをご持参ください。

- ① 医療機関で受領した領収証または診療明細書
- ② 隠岐汽船乗船の領収証
- ③ 宿泊施設の領収証（宿泊者氏名、宿泊日が記載されたもの）【宿泊施設を利用した方のみ】
- ④ 希望の振込先の預金通帳
- ⑤ 印鑑



内容を審査し、助成決定となれば後日口座に助成額を振込みます。

助成額

次により算出した交通費と宿泊費を助成します。（100円未満切り捨て）

区分	交通費		🏠 宿泊費	
	船	バス		
本土	高速船 運航時	[往路：高速船、復路：フェリー2等] の半額 または、 [往路：フェリー2等、復路：高速船] の半額 ※ただし、往復フェリー利用の場合は、その半額 ※受診日と往路日、復路日が異なる場合は、フェリー料金の半額	本土港～松江駅 往復の半額	○1泊につき2,500円 ※入院患者（日帰り入院を除く） ※3歳未満助成なし
	高速船 休航時	[往復：フェリー2等] の半額		○1泊につき2,500円 (1受診日につき最高2泊) ※入院患者（日帰り入院を除く） ※3歳未満助成なし
隠岐の島町	高速船 運航時	[往復：高速船] の半額 ※ただし、往復または片道フェリー利用の場合は、その半額	西郷港～隠岐病院 往復の半額	助成なし
	高速船 休航時	[往復：フェリー2等] の半額		○1泊につき2,500円 ※入院患者（日帰り入院を除く） ※3歳未満助成なし

※ 受診形態により、算出方法が異なります。

※ 令和4年3月31日までの宿泊分については、実費の半額（最高2,500円）。

医療を受けた日から2年以内に申請をしてください！